

第15回決済システムフォーラム資料

「金融市場インフラのための原則： 情報開示の枠組みと評価方法」について



日本銀行 決済機構局

2013年1月31日

経緯

- 国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、決済システムに関する国際基準を包括的に見直し、2012年4月に金融市場インフラ（FMI〈Financial Market Infrastructure〉）*を対象とした新国際基準である「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表。

* 「金融市場インフラ」は、システム的に重要な資金決済システム、証券集中振替機関、証券決済システム、清算機関および取引情報蓄積機関の総称。

- これと同時に、同原則を受けた「評価方法（Assessment methodology）」と「情報開示の枠組み（Disclosure framework）」の2本の市中協議書を公表。
- 今般公表された最終報告書は、市中からのコメント等を踏まえ、市中協議書に修正を加えたもの。
—— 市中協議時点では2本あった文書を、最終報告書では1本化。

「評価方法」(Assessment methodology)

- FMI原則の遵守状況を具体的に評価するための手順書であり、各FMI自身、各国当局、国際通貨基金・世界銀行(FSAP*)による利用を想定

* Financial Sector Assessment Program: 金融セクター評価プログラム

- 以下の手順で評価作業を実施

ステップ1: 評価の範囲(対象FMI、対象業務、評価基準となる原則)を確定。

ステップ2: 各原則の細則である「考慮すべき主要論点」(Key considerations) 毎に評価のうえで必要な情報を収集。情報収集・判断にあたっては、「考慮すべき主要論点」毎に策定されている「主要な質問」(Key questions)を参照する。

ステップ3: 各原則についての「主な結論」(Key conclusions)を策定。

ステップ4: 「主な結論」をベースに各原則について評定(5段階)を付与。

ステップ5: 評価プロセスで抽出された「懸念事項」(issues of concern)に対して、どの程度の期間で対応すべきかを提示。

ステップ6: 報告書にある標準雛型を利用して、評価レポートを作成。

- 各FMIには、「評価方法」の以下のような利用が想定されている。
 - リスク管理の枠組みなどに関する意思決定において利用可能
(例)新しい商品・サービスの取扱い開始や大幅なルール変更がFMI原則の遵守状況にもたらす影響を評価する際に利用
 - FMI原則の遵守状況に関する定期的な自己評価において利用可能
 - 自己評価の実施および評価結果の開示の要否は、各国当局の判断に委ねられている。

「情報開示の枠組み」(Disclosure framework)

- 各FMIには、「情報開示の枠組み」に従って、ガバナンス、オペレーション、リスク管理体制等を開示することにより透明性の向上を図ることが求められる。
 - ―― FMI原則23のKey consideration 5*を具現化するもの。また、こうした開示により、上述の「評価方法」を用いた評価のための材料を提供。
- 情報開示の相手には、各国当局やFMI参加者のほか、一般の市場参加者が含まれる。
- 開示の頻度は、(i)大きな環境変化やFMIのルール変更があった場合にはその都度、(ii)それ以外の場合には最低2年に1度は開示内容を見直し。

*「FMIは、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMIは、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。」

- FMIは、以下の点についての開示を行うことが求められている。開示には、CPSS-IOSCOが策定した標準雛型を利用。
 - ① 開示内容の概要説明
 - ② 前回開示からの主要な変化点
 - ③ FMIの機能、FMIが対象とする市場、FMIのサービスやオペレーションの基礎的なデータ等、FMIの組織構造・法的枠組み、決済等の仕組み
 - ④ FMI原則の各原則に即した包括的な開示
 - 開示にあたっては、「評価方法」の「主要な質問」に対して適切に答える必要。但し、「評価方法」の下での、「主な結論」や評価(5段階)の開示の要否は、各国当局の判断に委ねられている。
 - ⑤ 一般に公表されている関連資料のリスト

- 「情報開示の枠組み」は定性的な情報についての開示指針。このほか、FMIは、取扱件数・金額、リスク量などに関する量的データを開示することも求められる。
 - 現在、CPSS-IOSCOは、後者のためのテンプレートを作成中。

今後の関連作業

- FMI原則の各国当局・各FMIにおける確実な実施
- 各国当局・各FMIの実施状況についての国際的なモニタリング
- FMIによる量的なデータ開示のためのテンプレート策定
- FMIの再建・破綻処理に関する作業
 - FMIの特性を考慮に入れながら、FSBが策定した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」についてのFMI向け指針を提示。
 - 2012年7月にCPSS-IOSCOが公表した市中協議書「金融市場インフラの再建と破綻対応に関する報告書」への市中コメント等も踏まえつつ作業。

(参考) 金融市場インフラのための原則

金融市場インフラ(FMI)向けの原則

組織全般	原則1 法的基盤 原則2 ガバナンス 原則3 包括的リスク管理制度
信用・資金流動性 リスク管理	原則4 信用リスク 原則5 担保 原則6 証拠金 原則7 資金流動性リスク
決 済	原則8 決済のファイナリティ 原則9 資金決済 原則10 現物の受渡し
CSD・DVP等	原則11 証券集中振替機関 原則12 価値交換型決済システム
破綻管理	原則13 参加者破綻規則・手続 原則14 分別管理・勘定移管
ビジネス・オペ リスク管理	原則15 ビジネスリスク 原則16 保管・投資リスク 原則17 オペレーショナルリスク
アクセス	原則18 アクセス・参加要件 原則19 階層的参加形態 原則20 FMI間リンク
効率性	原則21 効率性・実効性 原則22 通信手順・標準
透明性	原則23 規則・主要手続・市場データの開示 原則24 取引情報蓄積機関によるデータ開示

規制当局・監督当局・オーバーシーア向けの責務

- 責務A FMIsの規制・監督・オーバーサイト
- 責務B 規制・監督・オーバーサイトの権限と資源
- 責務C FMIsに関するポリシーの開示
- 責務D FMIs向け原則の適用
- 責務E 他の当局との協力